

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成31年4月1日

月曜日

号外(2)

目次

公安委員会規則

○富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年4月1日

富山県公安委員会委員長 金岡 克己

富山県公安委員会規則第3号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第9号中

| | |
|--|----------------------------|
| 駐車禁止除外指定車 | 番 号 第 号 発行日 平成 年 月 日 |
| 使用中 | |
| 車両番号 | 号 |
| その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両 | |
| 運転者の連絡先・用務先 | |
| 別紙のとおり | |
| 有効期限 | 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで |
| 富山県公安委員会 印 | |

を

| | |
|----------------------------|-------------------|
| 駐車禁止除外指定車 | 番 号 第 号 |
| | 発行日 年 月 日 |
| | 使用中 |
| <u>車両番号</u> | 号 |
| その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両 | |
| <u>運転者の連絡先・用務先</u> | |
| 別紙のとおり | |
| 有効期限 | 年 月 日 から |
| | 年 月 日 まで |
| | 富山県公安委員会 印 |

に改める。

様式第18号を次のように改める。

様式第18号（第20条関係）

解 任 命 令 書

年 月 日

殿

富山県公安委員会 印

道路交通法第74条の3第6項の規定により、次の者の解任を命じます。

記

| | | |
|---|---|------------|
| 解任を命ず る安全運転 管理者又は 副安全運転 管理者 | ふりがな | |
| | 氏 名 | |
| | 生年月日 | |
| | 年 齢 | 年 月 日生（ 歳） |
| 解 任 の 理 由 | | |
| 備 考 | <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>3 この命令書を受け取ったときは、受領書を切り取って、住所および氏名を記載し、押印の上、富山県警察本部交通部交通企画課へ返送してください。</p> | |

（切り取り線）

受 領 書

年 月 日

富山県公安委員会 殿
解任命令書 1通
上記確かに受領しました。

住 所
氏 名 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第21号注を次のように改める。

注 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第22号注を次のように改める。

注 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第26号の6中「拒否」、^{ほりゆう}「保留」、^{とりけ}「取消し」及び^{こうりやく ていし}「効力の停止」を削り、「^{めんきょこうしゅうかかり}免許講習係」を^{こうれいうんてんしやしえんかかり}「高齢運転者支援係」に、「富山県警察本部運転免許センター免許講習係」を^{とやまけんけいさつほんぶうんてんめんきょ}「富山県警察本部運転免許センター^{こうれいうんてんしやしえんかかり}高齢運転者支援係」に、「住所 富山市高島62番地1」を^{じゅうしょ}「住所 ^{とやましたかしま}富山市高島62番地1」に、「電話」を^{でんわ}「電話」に改める。

様式第26号の20中「^{きよひ}が拒否される」、「^{ほりゆう}が保留される」、「^とが取り消される」及び^{こうりやく ていし}「の効力が停止される」を削り、「^{めんきょこうしゅうかかり}免許講習係」を^{こうれいうんてんしやしえんかかり}「高齢運転者支援係」に、「富山県警察本部運転免許センター免許講習係」を^{とやまけんけいさつほんぶうんてんめんきょ}「富山県警察本部運転免許センター^{こうれいうんてんしやしえんかかり}高齢運転者支援係」に、「住所 富山市高島62番地1」を^{じゅうしょ}「住所 ^{とやましたかしま}富山市高島62番地1」に、「電話」を^{でんわ}「電話」に改める。

様式第31号中「第90条第8項」を「第90条第12項」に改め、同様式教示を次のよ

うに改める。

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第32号中「第103条第8項」を「第103条第10項」に改め、同様式教示を次のように改める。

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第33号中「第107条の5第2項」を「第107条の5第3項」に改め、同様式教示を次のように改める。

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日か

ら起算して6か月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。